

令和4年3月24日

選手登録に関する説明（令和5年度から実施）

全国専門部事務局

インターハイ、全国選抜大会の大会規則には、以下のように定められています。

インターハイ・選抜大会共に

第2章 参加資格及び参加申込

第3条 参加資格

- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会の参加資格を得たものに限る。但し、都道府県高体連に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。

インターハイは（10）、選抜大会は（12）

選手の参加資格において、その不備・欠如等があった場合は、その該当者については、本大会も含め各都道府県及び各地区にて実施された、本大会の予選大会からその出場は無効扱いとし、もし本大会への出場があつて入賞した場合、その受賞を無効扱い（賞の返還）とする。

全国専門部では、年度当初に提出をお願いしている「組織実態報告書」（各学校の学年男女人数の調査）は、人数のみの調査であり、略式の登録としていたが、本来の登録とは言い難いものがある。令和5年度より、本来の登録となる別紙の申込様式をお願いする。

学校少林寺拳法部は年度当初に把握することができるが、少林寺拳法部の無い学校からの出場（地域一般支部や道院所属）については、大会への出場意志があり、大会出場申込を行う時点で、同様の登録を済ませて頂きたい。

インターハイ・選抜大会共に

第2章 参加資格及び参加申込

第3条 参加資格

- (8) (一財) 少林寺拳法連盟の令和●年度登録済みのものであること。但し、登録とは、所属先の団体登録（更新）・個人登録（更新）をいう。

全ての出場者が対象であるが、特に道院からの大会出場者については注意をお願いします。
一財連盟への「C会員登録（俗に言う拳友会登録）」も行ってもらわなければならない。